3. 専門医制度規則:指定講演聴講必須化に伴う専門医の更新規定の改訂について「更新に必要な単位数の変更(指定講演の聴講)|

日本糖尿病学会認定糖尿病専門医は生涯研修を通じ日頃からその資質の向上に努めておられることと存じます。日本糖尿病学会では従来、専門医の学会参加等による研修を資格更新の要件としてまいりましたが、今般の急速な医療の進歩はより効率的で実質のある専門医の学習とその担保を社会的に要請しております。又、学会が認定する専門医の質の標準化も重要な課題となって参りました。我が国の専門医制度を統括する日本専門医制評価・認定機構も資格更新時における専門医の質の担保を要請しております。専門医認定委員会では、この要請に応えるべくすでにご案内しておりました通り更新規定の改定を検討し学会理事会に答申致しました。その結果、2010年度の理事会、学術評議員会および総会において改定案が承認されました。改定案の要点は以下のとおりです。

- 1. 年次学術集会,糖尿病学の進歩,糖尿病合併症学会および各地方会における指定講演の聴講を義務付ける
- 2. 従来の、学術集会出席等による単位(50単位)に加え、30分の講演を1単位として 5年間で20単位取得を義務付ける

【指定講演】

年次学術集会ならびに地方会,糖尿病学の進歩および糖尿病合併症学会において学会長または世話人により推薦された中から,専門医認定委員会で指定し,プログラム上に明示されます.

【単位登録】

年次学術集会,糖尿病学の進歩および糖尿病合併症学会で取得できる単位は,それぞれ年間8単位までとします。地方会では,各支部で4単位以上/年の指定講演が設置され,年間の取得単位数には制限を設けません(複数の地方会での単位取得が可能).

講演会場出入り口において<u>聴講の開始時および終了時(どちらか一方では無効)</u>に「<u>糖</u> 尿病専門医カード」を用いて単位取得のために登録をしていただく必要があります.その 際.本人確認も行わせていただきます.

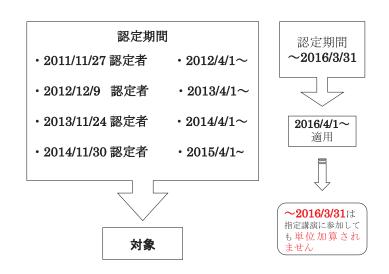
改定案に基づき,2011年5月に開催されました第54回年次学術集会から指定講演の聴講に対する単位認定を開始する予定でありました。しかしながら、東日本大震災により年次学術集会への参加が困難な専門医も多いことを鑑み、指定講演の聴講による単位認定制度の実施を暫定的に1年延期することとなりました。

本制度の適用は2012年4月1日からとし、実施は2012年の第55回年次学術集会(5月17日~19日 横浜開催)からとします。

また「指定講演の聴講 20 単位」が必要となるのは 2012 年 4 月 1 日以降に新たに認定期間が開始される方からとなります*.

*「指定講演の聴講 20 単位」が必要となる時期については次頁をご参照ください.

※必ず次頁をご確認ください.



- *指定講演聴講単位が加算されるのは、新たな専門医更新認定日からとなり、現在の認定期間中に指定講演を聴講されても単位加算されず、次回認定期間への単位の繰越は出来ません。
- *今回の認定期間満了日までは、「学術集会および教育的企画への参加 50 単位」が専門 医更新の必要要件となります。

<例>

現在の認定期間が2011年4月1日~2016年3月31日までの方の場合

- ・2016年3月31日までに必要な単位は、「学術集会および教育的企画への参加 50 単位 | となります。
- ·2016年3月31までに指定講演を聴講されても、単位加算されません。
- ・2016 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日の期間で「学術集会および教育的企画への参加 50 単位」+「指定講演の聴講 20 単位」あわせて 70 単位を取得していただくことが必要要件となります.

※専門医カードを紛失された場合

専門医カードは、2010年5月に簡易書留にてお送りしました。その後認定された方には、 認定通知に同封しております。

再発行を希望される方は、お名前・専門医番号(会員番号)・ご所属をご記載頂いた用紙(書式はありません)と392円切手(簡易書留代)を貼った送付用封筒(長3サイズ)を事務局までお送り下さい。

<送付先>〒112-0002 東京都文京区小石川 2-22-2 和順ビル 2 F

一般社団法人 日本糖尿病学会